

証券コード 4055
2023年2月8日

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
ティアンドエス株式会社
代表取締役執行役員社長 武 川 義 浩

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら、ご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年2月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
MMパークビル5階
TKPガーデンシティPREMIUMみなとみらい ホールG
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第7期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数には限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

◎本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明を省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tecsvc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面に記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項が含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tecsvc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

◎2023年2月27日以降、当社ウェブサイトの「Bayside Updates」（T&S株主通信）を更新いたします。以下のアドレスより若しくは二次元コードをお読み取りいただき、アクセスしていただきますようお願い申し上げます。

※アドレス <https://www.tecsvc.co.jp/ir-info/baysideupdates>

※二次元コード



## 【電子提供制度に関するご案内】

2022年9月1日付で株主総会資料の電子提供制度の創設等の改正会社法が施行されたことに伴い、2023年3月以降開催の株主総会より、株主総会資料を自社のウェブサイトに掲載し、株主様に対し当該ウェブサイトのURL等を書面により通知する「株主総会資料の電子提供制度」が開始されます。

これに伴い、次回の株主総会（2024年2月開催予定）より、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及び掲載URL等を記載したお知らせ等）のみをお届けすることを予定しております。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行（電子提供制度専用ダイヤル：0120-696-505 受付時間：土・日・祝日を除く平日9：00～17：00）へお問い合わせください。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年12月 1 日から  
2022年11月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が急拡大し、まん延防止等重点措置の実施など厳しい状況の中、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められ、緩やかな景気の持ち直しが見られました。半導体の供給不足や資源価格の上昇、為替相場の変動など先行き不透明な状況が続いておりますが、企業活動においては、在宅勤務やオンラインミーティングの活用、クラウドサービスの活用、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、ITの重要性や業務のIT化の流れはますます拡大している状況であります。

当社の事業は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントですが、ソリューション、半導体、先進技術ソリューションの3つのカテゴリーに分け事業展開しております。上記のような経済環境の中、すべてのカテゴリーにおいて、受注が増加し、前期比増収増益を達成いたしました。カテゴリー毎の売上高は下記のとおりであります。

##### a.ソリューションカテゴリー

当事業年度における売上高は2,429,866千円（前期比15.6%増）となりました。

主要取引先からの受託開発案件の受注が引き続き堅調に推移しました。特に主要取引先である半導体メーカーからの工場内システムの大型開発案件があったことが寄与しました。

##### b.半導体カテゴリー

当事業年度における売上高は584,851千円（前期比26.0%増）となりました。

好調な半導体市場を背景に主要取引先からの継続的な受注が順調に加え、さらなる増員要請があったことにより半導体工場における保守・運用サービスに係る派遣エンジニア数が堅調に推移しました。

### c.先進技術ソリューションカテゴリー

当事業年度における売上高は242,137千円（前期比44.9%増）となりました。

AI関連の研究開発支援サービス、画像処理アルゴリズム開発などの継続受注や新規の外観検査システム開発が順調に推移しました。特に、前期に引き続き堅調な日本電気株式会社等の既存取引先からの案件に加え、オムロン株式会社との取引も増え、全社に占める当カテゴリーの売上構成比は前期6.1%から、当期7.4%へ拡大いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,256,855千円（前期比19.2%増）となりました。研究開発費の増加、また従業員に対する業績連動賞与の計上も吸収し、営業利益617,913千円（同49.6%増）、経常利益626,244千円（同49.3%増）、当期純利益440,238千円（同49.5%増）となりました。

### カテゴリー別売上高

| カテゴリー区分              | 金額          | 構成比   |
|----------------------|-------------|-------|
| ソリューション<br>カテゴリー     | 2,429,866千円 | 74.6% |
| 半導体カテゴリー             | 584,851     | 18.0  |
| 先進技術ソリューション<br>カテゴリー | 242,137     | 7.4   |
| 合計                   | 3,256,855   | 100.0 |

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は4,755千円で、その主なものは、サーバー・ワークステーション及びその関連機器の購入や当社ウェブサイトの更新等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 4 期<br>(2019年11月期) | 第 5 期<br>(2020年11月期) | 第 6 期<br>(2021年11月期) | 第 7 期<br>(当事業年度)<br>(2022年11月期) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                  | 2,297,249            | 2,266,994            | 2,732,771            | 3,256,855                       |
| 経 常 利 益(千円)                | 269,850              | 304,432              | 419,328              | 626,244                         |
| 当 期 純 利 益(千円)              | 184,007              | 236,257              | 294,567              | 440,238                         |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 29.10                | 35.95                | 39.42                | 58.14                           |
| 総 資 産(千円)                  | 817,008              | 1,502,923            | 1,987,447            | 2,281,500                       |
| 純 資 産(千円)                  | 455,133              | 1,212,351            | 1,495,082            | 1,733,503                       |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)   | 71.98                | 169.06               | 195.87               | 229.69                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数（自己株式を除く）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式を除く）により計算しております。
2. 当社は、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行い、また、2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、さらに2021年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、その経営方針にある「あらゆる産業において、ソフトウェア技術が生み出す新たな付加価値」の創造実現のため、人材面、技術面の拡充と経営基盤の強化を図る必要があると認識しております。顧客のニーズにきめ細かく対応する顧客ファースト実現のためには優秀なIT人材の確保と育成が、スピントロニクス関連技術の獲得のためには高度なソフトウェア技術力の確保がそれぞれ必要であります。また、これらを実現するための経営基盤として、品質管理体制や経営管理体制の強化を行っていくことが課題であります。具体的な課題と対応方針は以下のとおりであります。

##### <顧客ファースト実現のための課題>

##### ① IT人材の確保

優秀な技術者の確保は、お客様のすべてのニーズをキャッチアップし、会社を発展させる上で不可欠です。このため当社は、中途採用に加え継続的な新卒採用活動も強化し、優秀な技術者の確保に努めております。また、パートナー企業からの技術者の受け入れや、地方採用における地方教育機関との連携による就職支援を行っております。今後は大学とのインターンシップによる優秀な人材の確保を実現する予定であります。

##### ② 人材の育成

当社では、専門経験のない人材も含め広く門戸を開いております。人材の育成に関しては、新卒入社時に数か月に及ぶ専門知識に関する社内教育を実施し、その後も長期にわたりOJTを実施することで、優秀な技術者の戦力化を目指しております。

##### ③ 事業領域及び顧客層の拡大

ソリューションカテゴリーにおいては、当社のシェアが相対的に低い輸送・物流、医療検査機器分野への顧客層の拡大が課題であります。半導体カテゴリーにおいては、安定的な拡大が見込まれるNAND Flashメモリ工場内での業務拡大が課題であります。先進技術ソリューションカテゴリーにおいては、高度なAIや画像処理、ネットワーク技術を強みとした顧客層の拡大が課題であると認識しております。

##### <Only One Technology獲得のための課題>

##### ④ 高度ソフトウェア技術力の確保

AIや画像処理の分野において、他社との差異化を行うためには類まれな能力の技術力が不可欠です。当社は、既に博士号を取得している数名の技

術者を中心に、その人的チャネルを駆使して人材確保に当たります。

⑤ 次世代メモリに関する研究開発

東北大学との共同研究を通じた独自技術の獲得を目指し、新しい収益の柱を構築することは、当社の長期的成長に不可欠なものです。開発早期化のための他社とのアライアンス推進を含め、実現に向けて努めてまいります。

<経営基盤強化のための課題>

⑥ 品質向上と生産性向上

品質向上において最も重要なポイントは、ユーザ要求仕様の明確化であり、開発工程の初期段階にユーザ要求仕様を確定することを徹底すると共に、基本設計書・詳細設計書・テスト仕様書作成の徹底化を図ります。プログラム製造工程においては、機能の分割と機能を共有化するための定義を明確化し、機能ごとの作業分担により生産性の向上を目指しております。

さらには、優秀な技術者を雇用することで、品質及び生産性の向上を図るばかりではなく、ソフトウェア処理の高速性やプログラム不良件数のゼロ化等、信頼性の向上も同時に目指しております。

⑦ 内部管理体制の強化

当社の継続的な発展のために内部統制システムを整備し適切に運用することが重要であると考えております。財務報告の信頼性と業務の有効性及び効率性等を確保し、違法行為や不正等が行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるように内部管理体制の構築を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容** (2022年11月30日現在)

当社の事業は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントですが、事業の構成を以下の3つのカテゴリーによる構造としております。

| カテゴリー区分              | カテゴリー内容                                                                                               |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ソリューション<br>カテゴリー     | 大手企業顧客向けの請負（開発・運用保守）を中心としたサービスを展開しております。                                                              |
| 半導体カテゴリー             | 半導体工場内のシステム運用やシステム保守といったサービスを提供しております。                                                                |
| 先進技術ソリューション<br>カテゴリー | AI（機械学習/ディープラーニング）・画像認識・ハードウェア制御等の高度技術を駆使して、ソフトウェアの高性能化及び品質向上を実現するサービスや、最先端技術に関わる研究開発支援サービスを提供しております。 |

(6) **主要な営業所及び工場** (2022年11月30日現在)

|        |            |
|--------|------------|
| 本社     | 神奈川県横浜市西区  |
| 四日市事業所 | 三重県四日市市    |
| 北上事業所  | 岩手県北上市     |
| 戸塚事業所  | 神奈川県横浜市戸塚区 |
| 熊本事業所  | 熊本県熊本市中央区  |

(注) 2022年7月1日付で、熊本事業所を開設いたしました。

(7) **従業員の状況** (2022年11月30日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比<br>増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------------|-------|--------|
| 304名 | 8名増           | 37.2歳 | 6.0年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）で記載しております。
2. 当社はシステム開発及びその関連サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年11月30日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2022年4月4日付で、Intelligence Design株式会社との間でエッジAIビジネスに関する資本業務提携を行いました。

## 2. 株式の状況 (2022年11月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(注) 2021年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を6,000,000株から12,000,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 7,633,200株

(注) 2021年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は3,816,600株増加し7,633,200株となっております。

(3) 株主数 3,871名

(4) 大株主

| 株主名           | 持株数        | 持株比率   |
|---------------|------------|--------|
| 武川義浩          | 2,241,900株 | 29.70% |
| 日下理           | 653,200    | 8.65   |
| 渡辺照男          | 626,400    | 8.29   |
| 遠藤玲           | 388,400    | 5.14   |
| 合同会社尚創        | 381,700    | 5.05   |
| 日下寛之          | 226,000    | 2.99   |
| ティアンドエス従業員持株会 | 67,700     | 0.89   |
| 福田悦生          | 58,000     | 0.76   |
| 矢ノ下美樹         | 53,400     | 0.70   |
| 渡辺奈緒          | 47,200     | 0.62   |

(注) 1. 当社は自己株式を86,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(6) **その他株式に関する重要な事項**

当社は、2021年12月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり実施しました。

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 取得対象株式の種類 | 普通株式                     |
| 取得した株式の総数 | 130,400株                 |
| 取得価額の総額   | 174,873千円                |
| 取得期間      | 2022年1月14日から2022年7月13日まで |

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2022年11月30日現在）

| 会社における地位           | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                          |
|--------------------|---------|------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役          | 武 川 義 浩 | 執行役員社長                                                           |
| 取 締 役              | 木 下 洋   | 執行役員業務本部長<br>コア商事ホールディングス株式会社社<br>外取締役（監査等委員）                    |
| 取 締 役              | 福 田 悦 生 | R&Dセンター管掌<br>パワースピン株式会社代表取締役                                     |
| 取 締 役<br>（常勤監査等委員） | 永 谷 孝 俊 |                                                                  |
| 取 締 役<br>（監査等委員）   | 望 月 篤   | 望月篤税理士事務所所長（税理士）<br>株式会社トータルアセットデザイン社外<br>監査役<br>株式会社ナカムラ綜美社外監査役 |
| 取 締 役<br>（監査等委員）   | 藤 江 勇 佑 | 港の見える法律事務所（弁護士）                                                  |

- （注） 1. 取締役（監査等委員）望月篤氏及び藤江勇佑氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）望月篤氏は税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）藤江勇佑氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社内からの円滑な情報収集や内部監査部門との緊密な連携を通じた実効性のある監査・監督機能を確保するため、永谷孝俊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2022年3月1日付で、取締役福田悦生氏の担当が執行役員研究開発本部長からR&Dセンター管掌に変更となりました。
6. 取締役木下洋氏は、2022年9月27日付でコア商事ホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。
7. 取締役福田悦生氏は、パワースピン株式会社の取締役から2022年5月30日付で同社の代表取締役に就任いたしました。
8. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

**(3) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

**(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                       | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                           |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員除く）<br>（うち社外取締役） | 57,945<br>(－)     | 57,945<br>(－)     | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 3<br>(－)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）   | 6,150<br>(3,300)  | 6,150<br>(3,300)  | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 3<br>(2)              |
| 合計<br>（うち社外役員）            | 64,095<br>(3,300) | 64,095<br>(3,300) | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 6<br>(2)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

### ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

### ③ 業績連動報酬等に関する事項 該当事項はありません。

### ④ 非金銭報酬等の内容 該当事項はありません。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年2月25日開催の第5回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は3名です。

なお、2021年2月25日開催の第5回定時株主総会の決議により、上記報酬限度額とは別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与が決議されており、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額30,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a.基本報酬に係る方針

取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定する。

b.業績連動報酬に関する方針

固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給しない。

c.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬として、譲渡制限付株式を付与できるものとし、付与数は役位に応じて決定するものとする。

d.報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬等は支給せず、固定報酬のうち15%を上限に非金銭報酬等である譲渡制限付株式として支給する。

e.報酬等の付与時期や条件に関する事項

基本報酬は月例の固定金銭報酬とする。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役の基本報酬は、取締役会が、指名・報酬委員会における審議結果を踏まえ、その諮問を受けて具体的内容を決定する。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

⑧ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）望月篤氏は、望月税理士事務所の所長、株式会社トータルアセットデザイン及び株式会社ナカムラ綜美の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）藤江勇佑氏は、港の見える法律事務所に所属しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|                      | 出席状況及び発言状況及び<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) 望月 篤  | <p>当事業年度に開催された取締役会は全14回の全てに、また、監査等委員会は全14回の全てに出席しております。</p> <p>税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、主に会計・税務の面から経営の監視にあたっております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>取締役に対して上記見地から有益な発言や助言等を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。</p> |
| 取締役<br>(監査等委員) 藤江 勇佑 | <p>当事業年度に開催された取締役会は全14回の全てに、また、監査等委員会は全14回の全てに出席しております。</p> <p>弁護士としての専門知識・経験等を有しており、主に法務の面から経営の監視にあたっております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>取締役に対する上記見地からの監督や助言等を通じて、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。</p>            |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 双葉監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

(6) **補償契約の内容の概要**

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を以下のとおり定めております。この方針は、2018年11月15日に取締役会にて制定し、直近では2021年2月25日に改定しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i. 役員並びに従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
  - ii. コンプライアンス規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会にてコンプライアンス体制の構築・管理・維持にあたる。
  - iii. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - iv. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
  - v. 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - i. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書保管管理規程、稟議規程等の関連規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - ii. 取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i. リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
  - ii. 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i. 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営方針を策定する。
  - ii. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - iii. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - iv. 社外取締役は、適宜代表取締役執行役員社長及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
  - v. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - i. 内部監査室を監査等委員会の指揮・命令下に置く。
  - ii. 内部監査室に所属する使用人の人事・評価等については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - i. 監査等委員会は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - ii. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員会に報告する。
  - iii. 取締役及び使用人は、監査等委員会からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑦ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - i. 監査等委員会には、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
  - ii. 監査等委員会は、代表取締役執行役員社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

- iii. 監査等委員会は、内部監査室を指揮・命令下に置き・共同して組織的な監査を行う。
- iv. 監査等委員会は、監査法人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- v. 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役執行役員社長を責任者として、業務本部が全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

i. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- イ) 当社の社内規程に明文の根拠を設け、代表取締役執行役員社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- ロ) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

ii. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ) 「反社会的勢力対応マニュアル」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
- ロ) 反社会的勢力の排除を推進するために業務本部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。
- ハ) 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- 二) 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ホ) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役会を毎月1回以上開催しており、当社の経営の基本方針その他重要事項等の審議、決定を行うとともに、取締役による職務執行を含め経営全般に対する監督を行っております。

また、監査等委員会を毎月1回以上開催しており、各監査等委員が取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査等を行った結果を中心に議論し、監査等委員以外の取締役の職務執行や内部統制システムに関わる監査を行っております。

- ② 内部監査室は年間の活動計画に沿って監査等委員会と連携して監査活動を行っており、社内業務について法令や社内諸規程との整合性のチェックなどにより、内部統制の有効性と効率性を監査しております。
- ③ 当社では、経営にあたり生じうる各種リスクやコンプライアンス上の問題を実務的な観点から審議するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスクマネジメントについては、委員会が中心となって情報の収集や対応策の検討、情報の発信を行うとともに、コンプライアンスについては、新入社員に対する研修や適宜開催している各種説明会を通じて理解の向上に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の成長が見込まれる分野における新しい技術取得への投資を通じて企業価値を向上させることを経営の重要課題と位置付け、これを実現することが株主に対する利益還元であると考えております。利益配分につきましては、企業価値向上を実現するために必要な内部留保の確保を優先しつつ、業績を考慮した適切な配当について継続して実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に沿って株主に対する利益還元を前事業年度と同様の配当性向10%程度の水準を目途に実施することとし、業績等を総合的に勘案した結果、期末配当金を1株当たり6円00銭とさせていただきます、本株主総会における第1号議案としてお諮りしております。

(注) 当社は、2021年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割の影響を考慮しますと、前事業年度の年間配当金は1株当たり4円00銭（期末4円00銭）に相当しますので、当事業年度は実質2円00銭の増配となります。

# 貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,110,767</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>498,233</b>   |
| 現金及び預金             | 1,405,466        | 買掛金                  | 136,096          |
| 売掛金                | 322,204          | 未払金                  | 10,811           |
| 仕掛品                | 22,558           | 未払費用                 | 71,936           |
| 前払費用               | 12,113           | 未払法人税等               | 130,388          |
| 未収入金               | 349,345          | 未払消費税等               | 65,842           |
| その他                | 779              | 預り金                  | 8,499            |
| 貸倒引当金              | △1,700           | 賞与引当金                | 67,868           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>170,732</b>   | その他                  | 6,788            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>20,603</b>    | <b>固 定 負 債</b>       | <b>49,763</b>    |
| 建物                 | 15,485           | 退職給付引当金              | 49,763           |
| 工具、器具及び備品          | 5,118            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>547,996</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>2,159</b>     | <b>(純資産の部)</b>       |                  |
| ソフトウェア             | 2,159            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,733,503</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>147,970</b>   | <b>資 本 金</b>         | <b>340,783</b>   |
| 投資有価証券             | 50,800           | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>266,662</b>   |
| 出資金                | 20               | 資本準備金                | 266,662          |
| 繰延税金資産             | 63,256           | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>1,241,774</b> |
| 差入保証金              | 33,894           | 利益準備金                | 150              |
|                    |                  | その他利益剰余金             | 1,241,624        |
|                    |                  | 繰越利益剰余金              | 1,241,624        |
|                    |                  | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△115,717</b>  |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,733,503</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,281,500</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,281,500</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年12月 1 日から)  
(2022年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額     | 金 額       |
|---------------------|---------|-----------|
| 売 上 高               |         | 3,256,855 |
| 売 上 原 価             |         | 2,243,118 |
| 売 上 総 利 益           |         | 1,013,736 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 395,823   |
| 営 業 利 益             |         | 617,913   |
| 営 業 外 収 益           |         |           |
| 助 成 金 収 入           | 225     |           |
| 補 助 金 収 入           | 7,643   |           |
| 敷 金 返 還 差 益         | 1,286   |           |
| そ の 他               | 2       | 9,157     |
| 営 業 外 費 用           |         |           |
| 支 払 利 息             | 146     |           |
| 株 式 交 付 費           | 90      |           |
| 支 払 手 数 料           | 579     |           |
| そ の 他               | 10      | 826       |
| 経 常 利 益             |         | 626,244   |
| 特 別 損 失             |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損       | 321     | 321       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |         | 625,923   |
| 法人税、住民税及び事業税        | 189,879 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額       | △4,194  | 185,685   |
| 当 期 純 利 益           |         | 440,238   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年12月 1 日から)  
(2022年11月30日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                                    |              | 自己株式     |
|-----------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|------------------------------------|--------------|----------|
|           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                                    |              |          |
|           |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |
| 当 期 首 残 高 | 340,783 | 266,662   | 25,450         | 292,112      | 150       | 862,036                            | 862,186      | －        |
| 当 期 変 動 額 |         |           |                |              |           |                                    |              |          |
| 剰余金の配当    |         |           |                |              |           | △30,532                            | △30,532      |          |
| 当 期 純 利 益 |         |           |                |              |           | 440,238                            | 440,238      |          |
| 自己株式の取得   |         |           |                |              |           |                                    |              | △174,873 |
| 自己株式の処分   |         |           | △25,450        | △25,450      |           | △30,117                            | △30,117      | 59,156   |
| 当期変動額合計   | －       | －         | △25,450        | △25,450      | －         | 379,588                            | 379,588      | △115,717 |
| 当 期 末 残 高 | 340,783 | 266,662   | －              | 266,662      | 150       | 1,241,624                          | 1,241,774    | △115,717 |

|           | 株主資本        | 純 資 産<br>合 計 |
|-----------|-------------|--------------|
|           | 株主資本<br>合 計 |              |
| 当 期 首 残 高 | 1,495,082   | 1,495,082    |
| 当 期 変 動 額 |             |              |
| 剰余金の配当    | △30,532     | △30,532      |
| 当 期 純 利 益 | 440,238     | 440,238      |
| 自己株式の取得   | △174,873    | △174,873     |
| 自己株式の処分   | 3,588       | 3,588        |
| 当期変動額合計   | 238,420     | 238,420      |
| 当 期 末 残 高 | 1,733,503   | 1,733,503    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年1月20日

ティアンドエス株式会社

取締役会 御中

双葉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 菅 野 豊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平 塚 俊 充  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティアンドエス株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財務の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の施行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月23日

ティアンドエス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 永谷 孝俊 ⑩

監査等委員 望月 篤 ⑩

監査等委員 藤江 勇佑 ⑩

(注) 監査等委員望月篤及び藤江勇佑は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の成長が見込まれる分野における新しい技術取得への投資を通じて企業価値を向上させることを経営の重要課題と位置付け、これを実現することが株主に対する利益還元であると考えております。利益配分につきましては、当該企業価値向上を実現するために必要な内部留保の確保を優先しつつ、業績を考慮した適切な配当についても継続して実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案しました結果、以下のとおり第7期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円00銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は45,283,200円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年2月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 資本政策及び配当政策の機動的な遂行を可能にするため、また定時株主総会が開催できない等の不測の事態でも剰余金の配当等を行うことを可能にするため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第35条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、第36条（剰余金の配当）の一部を修正し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）、および第37条（中間配当）を削除するものであります。

なお、本定款変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>(自己株式の取得)</u><br>第7条 当社は、取締役会決議によって<br><u>市場取引等により自己株式を取得するこ<br/> とができる。</u>                                                                                                                          | (削 除)                                                                                                                                                                                              |
| 第8条～第14条 (条文省略)                                                                                                                                                                                          | 第7条～第13条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                   |
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開<br/> 示とみなし提供)</u><br>第15条 当社は、株主総会の招集に関<br>し、株主総会参考書類、事業報告、計算<br>書類及び連結計算書類に記載又は表示を<br>すべき事項に係る情報を、法務省令に定<br>めるところに従いインターネットを利用<br>する方法で開示することにより、株主に<br>対して提供したものとみなすことができ<br>る。 | (削 除)                                                                                                                                                                                              |
| (新 設)                                                                                                                                                                                                    | <u>(電子提供措置等)</u><br>第14条 当社は、株主総会の招集に際<br>し、株主総会参考書類等の内容である情<br>報について電子提供措置をとる。<br>2 当社は、電子提供措置をとる事項の<br>うち法務省令で定めるものの全部又は一<br>部について、議決権の基準日までに書面<br>交付請求をした株主に対して交付する書<br>面に記載することを要しないものとし<br>る。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第16条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は、<br/>毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に<br/>記載又は記録された株主又は登録質権者<br/>に対して支払う。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の<br/>配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第37条 当会社は、取締役会の決議によ<br/>って、毎年5月31日を基準日として、中<br/>間配当をすることができる。</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第15条～第34条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第35条 当会社は、剰余金の配当等会社<br/>法第459条第1項各号に定める事項につ<br/>いては、法令に別段の定めのある場合を<br/>除き、取締役会の決議によって定めるこ<br/>とができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は、<br/>毎年11月30日とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年5<br/>月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金<br/>の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措<br/>置)</u></p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内<br/>の日を株主総会の日とする株主総会につ<br/>いては、定款第15条(株主総会参考書<br/>類等のインターネット開示とみなし提<br/>供)は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から<br/>6か月を経過した日又は前項の株主総会<br/>の日から3か月を経過した日のいずれか<br/>遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、現任の福田悦生氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。

また、監査等委員会からは、本議案について異議がない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                             | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                                     | <div> <div>たけ かわ よし ひろ</div> <div>武 川 義 浩</div> <div>(1961年 8月12日)</div> <div>再任</div> </div> | 1984年 4月 株式会社ティーエスディー入社<br>1993年 7月 株式会社アイネット入社<br>1996年11月 株式会社テックジャパン入社<br>1997年 2月 同社代表取締役社長<br>1998年 4月 有限会社ソフトワールド代表取締役社長<br>2003年10月 株式会社フィックスターズ取締役<br>2016年11月 当社代表取締役社長<br>2020年 1月 当社代表取締役執行役員社長(現任) | 2,241,900株        |
| <取締役候補者とした理由><br>武川義浩氏は、当社設立時より代表取締役社長として経営の指揮を執り、強いリーダーシップにより当社の成長を牽引してまいりました。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験から、今後の持続的な企業価値向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたることが望ましいと判断し、取締役候補者といたしました。 |                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                         | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                  | きの した ひろし<br>木 下 洋<br>(1968年4月18日)<br><br>再任 | 1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現<br>有限責任あずさ監査法人）入<br>社<br>2008年5月 あずさ監査法人（現 有限責<br>任あずさ監査法人）パートナ<br>ー<br>2019年12月 木下洋公認会計士事務所設立<br>2020年3月 当社取締役執行役員業務本部<br>長（現任）<br>2022年9月 コーア商事ホールディングス<br>株式会社社外取締役（監査等<br>委員）（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>コーア商事ホールディングス株式会社社<br>外取締役（監査等委員） | 44,000株           |
| <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>木下洋氏は、入社以来、取締役業務本部長として公認会計士としての経験を活か<br/>しつつ管理部門全般を統括してまいりました。その実績、能力、豊富な業務経験<br/>から、今後も当社の成長戦略やコーポレート・ガバナンス強化に貢献いただきた<br/>くためには、同氏が引き続き取締役の任にあたることを望ましいと判断し、取締<br/>役候補者といたしました。</p> |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定す  
る役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその  
地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害  
賠償金及び争訟費用等が填補されることとしております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり  
ます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定して  
おります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                              | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                      | なが や こう しゅん<br>永 谷 孝 俊<br>(1946年10月31日)<br><div>再任</div> | 1969年4月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝）入社<br>1995年6月 株式会社東芝 情報通信事業本部経理部長<br>1997年4月 同社デジタルメディア社経理部長<br>2000年5月 東芝セラミックス株式会社（現 クアーズテック株式会社）取締役常務経理部長<br>2006年10月 コバレントマテリアル株式会社（現 クアーズテック株式会社）取締役経理本部長<br>2008年6月 同社常勤監査役<br>2021年2月 当社取締役常勤監査等委員（現任） | —                 |
| <p>&lt;監査等委員である取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>永谷孝俊氏は、大手上場企業の経理部長やグループ企業の監査役を歴任し、当社を取り巻く業界の知見にも明るいことから、事業全般にわたり経営の監視にあたっていただくことを期待して、取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                          |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                             | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                      | もち づき あつし<br>望 月 篤<br>(1956年10月26日)<br><br>再任 | 1975年 4 月 東京国税局入局<br>2003年 8 月 望月篤税理士事務所設立（現任）<br>2016年 1 月 株式会社トータルアセットデザイン社外監査役（現任）<br>2018年 2 月 当社社外監査役<br>2018年 4 月 株式会社ナカムラ綜美社外監査役（現任）<br>2021年 2 月 当社社外取締役監査等委員（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>望月篤税理士事務所所長 税理士<br>株式会社トータルアセットデザイン社外監査役<br>株式会社ナカムラ綜美社外監査役 | —                 |
| <監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割><br>望月篤氏は、税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、会計・税務の面から、経営の監視にあたっていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                | ふじ え ゆう すけ<br>藤 江 勇 佑<br>(1983年 8月12日)<br><div>再任</div> | 2010年12月 豊島・佐藤・久保綜合法律事<br>務所（現 港の見える法律事<br>務所）入所（現任）<br>2019年 3 月 当社社外監査役<br>2021年 2 月 当社社外取締役監査等委員<br>（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>港の見える法律事務所 弁護士 | —                 |
| <監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割><br>藤江勇佑氏は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、法務の面から、経営の監視にあたっていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                                         |                                                                                                                                             |                   |

- (注) 1. 望月篤氏及び藤江勇佑氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、望月篤氏及び藤江勇佑氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 望月篤氏及び藤江勇佑氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。各候補者の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、すべての取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されることとしております。
- 各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本株主総会後の役員のスキル及び役割（スキルマトリックス）

当社の取締役候補者及び執行役員の属性、重視するスキル及び主要な会議体での役割は以下のとおりであります。

(◎議長、○構成メンバー、△任意参加者)

| 役職名              | 氏名    | 性別 | 重視する<br>スキル         | 主要な会議体での役割 |        |      |
|------------------|-------|----|---------------------|------------|--------|------|
|                  |       |    |                     | 取締役会       | 監査等委員会 | 経営会議 |
| 代表取締役<br>執行役員社長  | 武川義浩  | 男  | 企業経営<br>業界経験<br>ESG | ◎          | —      | ◎    |
| 取締役<br>執行役員      | 木下洋   | 男  | 財務会計<br>IR          | ○          | —      | ○    |
| 取締役<br>常勤監査等委員   | 永谷孝俊  | 男  | 監査<br>ガバナンス         | ○          | ◎      | △    |
| 取締役（社外）<br>監査等委員 | 望月篤   | 男  | 税務<br>リスク管理         | ○          | ○      | —    |
| 取締役（社外）<br>監査等委員 | 藤江勇佑  | 男  | 法務<br>リスク管理         | ○          | ○      | —    |
| 常務<br>執行役員       | 三橋茂   | 男  | 技術<br>業界経験          | —          | —      | ○    |
| 常務<br>執行役員       | 小林林広  | 男  | 技術<br>業界経験          | —          | —      | ○    |
| 執行役員             | 柏木奈美子 | 女  | HR<br>業界経験          | —          | —      | ○    |

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)          | 略 歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 塚 本 浩 二<br>(1956年6月3日) | 1980年4月 東京国税局入局<br>2017年8月 塚本浩二税理士事務所設立（現任）<br>2020年10月 株式会社アルデプロ社外取締役（監査等委員）（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>塚本浩二税理士事務所所長 税理士<br>株式会社アルデプロ社外取締役（監査等委員） | —                 |

＜補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割＞

塚本浩二氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、会計・税務の面から、経営の監視にあたっていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 塚本浩二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 塚本浩二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出を行う予定です。
4. 当社は、塚本浩二氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。
5. 当社は、監査等委員である取締役に被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に

起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されることとしております。塚本浩二氏が監査等委員である取締役役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

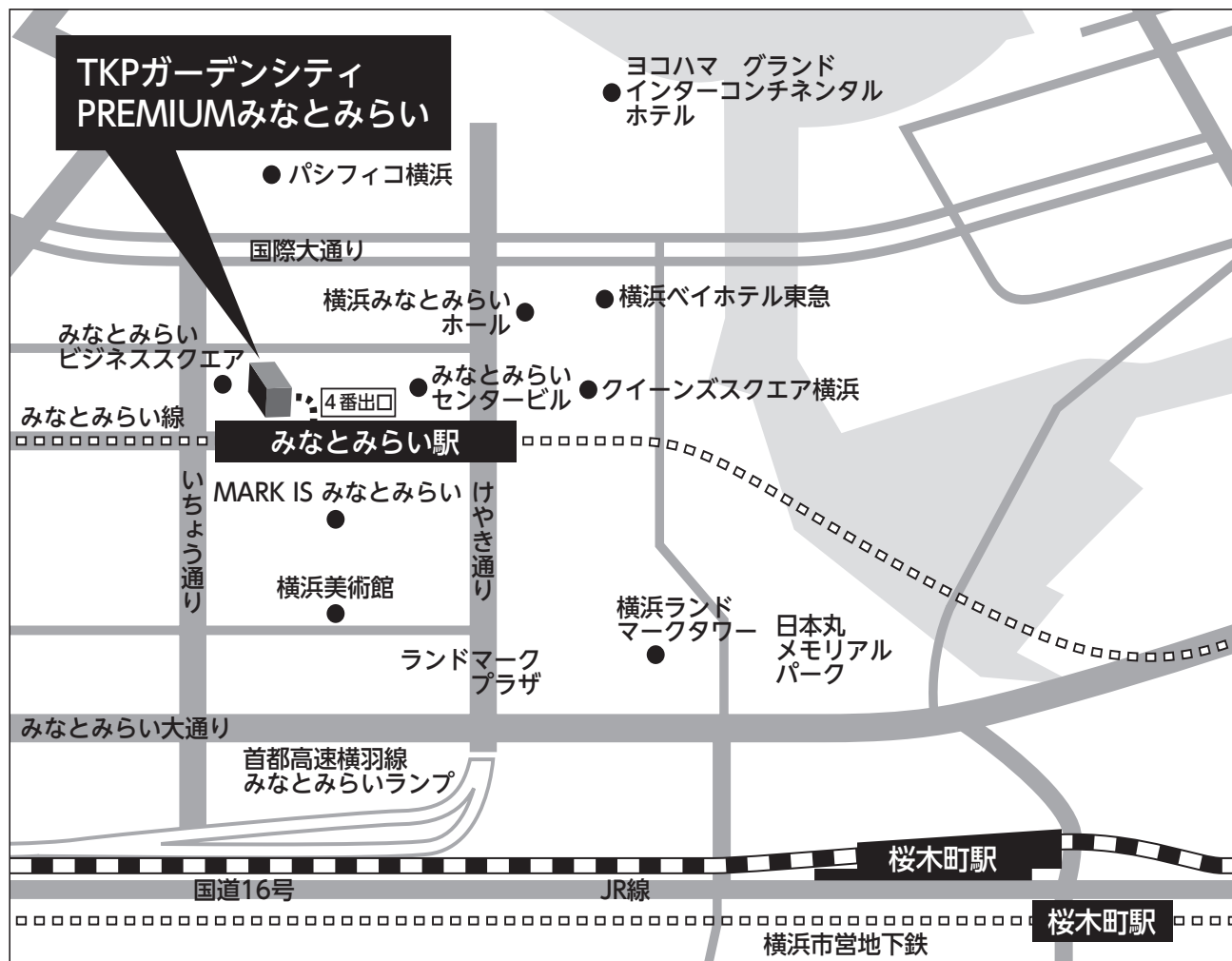
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場： 横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号 MMパークビル5階  
TKPガーデンシティPREMIUMみなとみらい ホールG  
TEL 045-650-6701



交通 みなとみらい線 みなとみらい駅 4 国際大通り口より 徒歩約1分  
※ 4 国際大通り口にお進みいただき、途中より4a出口（けいゆう病院方面）から  
地上にお上がりください。

JR京浜東北線 桜木町駅 東口より 徒歩約15分

※2023年2月27日以降、当社ウェブサイトに掲載する「Bayside Updates」（T&S株主  
通信）のアドレス若しくは二次元コードは以下のとおりとなります。是非ご覧ください。

アドレス <https://www.tecsvc.co.jp/ir-info/baysideupdates>

二次元コード



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。